



鳥取県公報

平成 30 年 12 月 25 日(火)
号外第 97 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則
(72) (水産課) 3
- ◇ 訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令 (17) (政策法務課) 4

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部が改正され、くろまぐろが第1種特定海洋生物資源とされたことに伴い、くろまぐろの採捕の数量が知事管理量を超えた場合等における採捕の停止に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 知事は、管理期間ごとにくろまぐろの採捕の数量が都道府県計画に定める知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、その旨を直ちに告示する。
- (2) 知事が、(1)の告示をした場合には、当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日までの間、何人も、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日から起算して20日を経過した日とする。

規 則

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第72号

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年鳥取県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則</u></p> <p>(採捕の数量等の報告の方法)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 知事が法第8条第2項の公表をしたときは、法第17条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日（くろまぐろにあっては、当該公表の日が属する<u>管理期間</u>（漁獲可能量による管理の対象となる期間として基本計画で定める1年の期間をいう。以下同じ。）の末日）までの間は、当該公表に係る採捕に係る第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に別に定めるところにより行わなければならない。</p> <p><u>(知事管理量を超えたとき等の告示)</u></p> <p>第7条 知事は、<u>管理期間ごとのくろまぐろの採捕の数量が、都道府県計画に定めるくろまぐろ30キログラム未満の小型魚に係る知事管理量又はくろまぐろ30キログラム以上の大型魚に係る知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、直ちにその旨を告示するものとする。</u></p> <p><u>(法第10条第2項の規定による採捕の停止)</u></p> <p>第8条 知事が前条の規定による告示をした場合は、<u>当該告示の日の翌日から同日が属する管理期間の末日までの間、何人も、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則</u></p> <p>(採捕の数量等の報告の方法)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 知事が法第8条第2項の公表をしたときは、法第17条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日（くろまぐろにあっては、当該公表の日が属する漁獲可能量による管理の対象となる1年の期間の末日）までの間は、当該公表に係る採捕に係る第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に別に定めるところにより行わなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第17号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公印の刷込み) 第11条 略</p> <p>(電子公印) 第12条 <u>電子計算機を利用して作成する文書であつて、政策法務課長が必要と認めるものについては、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を使用して当該文書を作成することにより、公印の押印に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により電子公印として使用する公印の印影は、第2条に規定する公印又は第6条の規定により仮登録された公印の印影を原形とした黒色のものとする。</u></p> <p>3 <u>電子公印の使用に当たっては、電子公印及び電子公印を使用して作成された文書（以下「電子公印使用文書」という。）の偽造、変造その他の不正な使用を防止するための措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>電子公印の使用を開始しようとするときは、電子公印使用データベース（電子計算機を利用して、電磁的方法により、電子公印の使用の管理を行う情報処理システムで、政策法務課が所管するものをいう。以下同じ。）により申請を行い、政策法務課長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>5 <u>政策法務課長は、前項の申請の内容が適当であると認めるときは、政策法務課の職員をして、電子公印使用データベースにより、電子公印の使用の承認に係る登録をさせるものとする。</u></p> <p>6 <u>政策法務課長は、電子公印の原形とした公印について組織の新設等により異なる公印の公印登録若し</u></p>	<p>(公印の刷込み) 第11条 略</p>

<p><u>くは仮登録がされることとなった場合又は第6条第6項の規定により仮登録が取り消された場合は、当該電子公印に係る第4項の承認を取り消すものとする。</u></p> <p>7 <u>第5項の登録を受けた所属は、電子公印使用データベースを利用して、電子公印の使用状況を報告しなければならない。</u></p> <p>8 <u>電子公印使用文書の施行が不要又は不能となった場合は、当該電子公印使用文書を速やかに政策法務課の職員に提出しなければならない。</u></p> <p>9 <u>電子公印の使用を廃止したときは、当該電子公印に係る公印の印影の記録を電磁的記録媒体から消去するとともに、その旨を電子公印使用データベースにより報告しなければならない。</u></p> <p>(公印の使用状況の調査等) 第13条 略</p> <p>(証明) 第14条 略</p>	<p>(公印の使用状況の調査等) 第12条 略</p> <p>(証明) 第13条 略</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成30年12月25日から施行する。